

公益社団法人新潟県栄養士会
役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、定款第30条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、当新潟県栄養士会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員の報酬は、月額とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額、別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとし、役員のうち各々の理事の別表第1「常勤役員の報酬月額」のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

2 この法人の常勤の監事の報酬月額は、別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとし、各々の監事の報酬月額は、別表第1「常勤役員の報酬月額」のうちから、総会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。

3 非常勤役員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 非常勤役員の報酬は、毎年定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金

等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

- ・会長 30万円までの範囲内
- ・副会長 30万円までの範囲内
- ・専務理事 30万円までの範囲内
- ・理事 30万円までの範囲内

別表第2 非常勤役員の報酬

会長が理事会と相談の上で決定する。

- ・会長 月額 2万円までの範囲内
- ・副会長 月額 1万円までの範囲内
- ・専務理事 月額10万円までの範囲内
- ・監事 月額 1万円までの範囲内